

岡 総 第 5 0 2 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|-----------------|-------|
| ・ 令和 3 年度包括外部監査 | 13 項目 |
| ・ 令和 4 年度包括外部監査 | 3 項目 |

以上

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	最低制限価格	賃貸借契約における銘柄指定の原則禁止に関する規定を委託規程等に新設されたい。	令和6年度より、手引：委託編に賃貸借契約における銘柄指定が望ましくないこと、参考製品を複数示して同等品認定を行う等により、競争性を確保することを記載した。
2	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	最低制限価格	賃貸借に係る同等品認定申請制度について要綱等を整備されたい。	令和6年度より、手引：委託編に賃貸借契約における銘柄指定が望ましくないこと、参考製品を複数示して同等品認定を行う等により、競争性を確保することを記載した。
3	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	最低制限価格	賃貸借に係る同等品認定申請制度の根拠規程において、仕様書等における参考製品の複数例示を義務付けられたい。	令和6年度より、手引：委託編に賃貸借契約における銘柄指定が望ましくないこと、参考製品を複数示して同等品認定を行う等により、競争性を確保することを記載した。
4	契約課	【総論】 契約の締結	全般	契約書の作成	企画競争に際して提出された提案書記載の提案内容が契約内容に含まれることを契約書様式または各契約約款に明記されたい。	令和6年度より、手引：委託編に契約の際は、企画提案書の内容を仕様書に反映させる等記載した。
5	契約課	【総論】 契約の締結	一般委託・役務等	賃貸借契約	賃貸借契約書において、一部委任又は下請負の同意に関する条項を設けられたい。	令和6年度より、賃貸借契約書に一部委任又は下請負の通知などの条項を加えた。
6	監理検査課	【総論】 履行確保・監督・検査・評価	建設工事	下請負等の管理	「工事現場等における施工体制の点検要領」につき、平成28年10月14日付国土交通省土地・建設産業局長通知(国土建第275号)へ完全に対応した内容へ改定されたい。	「工事現場等における施工体制の点検要領」の見直しを行った。
7	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサル編に、随意契約、特に見積合わせに関する項目を設けて、その留意事項等について記載されたい。	手引：建設コンサル編に、随意契約の項目を新設し、見積合わせの注意事項を追加。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
8	契約課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	大内地内宮池浚渫業務委託	監査結果	相指名業者については、契約保証人として承認しない取扱いに改められたい。	令和6年度より、手引き:全般編等に相指名業者を契約保証人とするは原則として認められないことを記載した。なお、令和7年4月以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更する。
9	契約課	【各論】 賃貸借契約	駐車場設備賃貸借(8契約)	監査結果	賃貸借契約書において、「一部委任又は下請負の同意」に関する条項を設けられたい。	令和6年度より、賃貸借契約書に一部委任又は下請負の通知などの条項を加えた。
10	下水道保全課	【各論】 施設修繕契約	下水道施設維持修繕(5契約)	監査結果	修繕に係る一般競争入札においては、「市内業者」未満の行政区を基準とする事業所所在地資格を設定することは原則として許容されていないため、委託規程第16条・同第10条第2項ないし第4項に基づき適正に事業所所在地資格を設定されたい。	R6年度より事務所所在地資格の設定を行わないこととした。
11	下水道保全課	【各論】 施設修繕契約	下水道施設維持修繕(5契約)	監査結果	本件各契約については、次回入札実施時において、事業所所在地資格を緩和されたい。	R6年度より事務所所在地資格の設定を行わないこととした。
12	契約課	【各論】 施設修繕契約	汚水処理施設修繕(4契約)	監査結果	相指名業者については、契約保証人として承認しない取扱いに改められたい。	令和6年度より、手引き:全般編等に相指名業者を契約保証人とするは原則として認められないことを記載した。なお、令和7年4月以降に公告等を行う契約については、契約保証人の運用を廃止し、契約保証金を付すことに変更する。

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	修繕	軽易な修繕業務に関するガイドライン	許容価格15万円未満の軽易な修繕業務に係る単独見積りに関する見積書の選定に関して、手引：修繕編の記載内容を具体化するなどして具体的な選定基準やガイドラインを策定されたい。	令和6年度より、手引：修繕編に小修繕業者名簿の活用方法などを記載し、内容を充実させた。

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	水道企画総務課	出資金に関する個別検討	担当課毎の統制検討	下水道経営企画課(地方公営企業)	<p>上水道について 例えば井戸水利用者等、水道局が設けた上水道を利用していない市民との公平性の観点から、仮に収支が赤字となった場合、税金を投入することができない。 また、水道管の老朽化による改修が予定されており、多額の費用がかかることも想定されている。この改修費用の想定については、工業用水道事業についても同じ。 さらに、人口減により収入が減ることも想定されている。 そこで、値上げ等を検討し、安心・安全な水を供給し続ける水道事業を行ってほしい。</p>	令和6年4月から料金改定を実施済み。
2	水道企画総務課	出資金に関する個別検討	担当課毎の統制検討	下水道経営企画課(地方公営企業)	<p>工業用水道事業について 岡山市の工業地帯が他の政令指定都市と比べ、規模が小さいことは否めない。 しかし、老朽化による改修等予定もあることなどから、各企業に対し財政健全化の協力依頼など何らかの対策を講じる必要がある。</p>	令和6年4月から料金改定を実施済み。
3	会計課	提案とまとめ	基金の手続きを終えての提案	—	<p>各基金条例の記載にもあるように、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と記載されていることから、なかば自動的に定期預金でかつ、期間を半年で運用されている。しかし、取崩予定のない資金については、リスクが低くかつより利回りの高い運用先運用期間を選定し、複数の基金を一括して運用すべきである。</p>	令和6年6月議会において、債券運用を実施するための環境整備として、基金条例の一括改正を実施した。その後、基金の取り崩し予定について、一定金額以上の保有課に照会し、令和6年10月より従来から行っている預金運用に加えて一部債券運用を開始することとしている。

岡 教 企 第 2 6 7 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和元年度包括外部監査 1 項目

以上

令和元年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1	教育研究研修センター	3 岡山市の情報施策全般に関する評価	学校現場におけるソフトウェアの利用状況については統一的管理がなされることが望ましい。	ソフトウェアの保有状況等は、教職員が使用する校務用パソコンについては資産管理システム上で、GIGAスクール構想の1人1台端末については教育委員会の管理コンソール上で、統一的管理を行っている。なお、パソコン教室の児童生徒用パソコンについては、今リース期間(令和6年末まで)での使用終了が決定していることから、ライセンス管理の重要性についての文書を各校に令和5年10月6日に発出した。

岡 総 第 5 0 1 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和 5 年度包括外部監査 29 項目

以上

令和5年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査対象資産	指摘の要旨	措置内容
1	財産活用マネジメント推進課 野殿事業所 庭園都市推進課	—	令和4年度公有財産台帳に登録のある担当課(野殿事業所及び庭園都市推進課)について、令和4年度の公有財産取扱主任一覧にて主任名の記載がなされていない。管理する公有財産を有する課においては、漏れなく公有財産取扱主任を定めるべきである。	<p>【財産活用マネジメント】 全課を対象に、4月23日付け岡財活第32号「令和6年度公有財産取扱主任の報告について」の依頼文を发出し、各課から報告を求めた。2担当課(野殿事業所及び庭園都市推進課)においては公有財産取扱主任を適切に選任し、報告した。</p> <p>【野殿事業所】 一覧に名前を記載した。</p> <p>【庭園都市推進】 公有財産取扱主任を設置済(R6.5)</p>
2	環境施設課	(土地) 岡南環境センター	公有財産の登録について 昭和55年に取得した当該土地は、同年に不動産移転登記がなされていたが、所管部署未定のまま放置され、その事実気づいた令和4年度に取得(買入)の処理をしている。正しくは、取得した年度に適切に処理すべきである。	今後は取得した年度に適切に事務処理を行う。
3	文化振興課	(土地・建物) 岡山芸術創造劇場	土地の取得は平成30年度に実施されているにもかかわらず、公有財産台帳への登録が令和4年度に実施されており、随時登録がなされるべきである。	今後、該当の件がある場合は、随時登録するようになります。
4	東区農林水産振興課	(土地) 八軒屋排水機場	当該土地は本来、取得した年度である平成9年度に公有財産台帳へ登録すべきであるが、登録が漏れていることに気づいた令和4年度に処理されている。適時に漏れなく登録すべきである。	公有財産の取得があった場合には、岡山市公有財産取扱規則に基づいて適時漏れなく処理するよう努める。
5	東区農林水産振興課	(土地) 八軒屋排水機場	当該土地の取得に関する書類を紛失している。紛失に気づき、相手方である岡山県から契約書等の写しを入手しているものの、起案票等内部決裁にかかる証憑書類が保存されていない。いつ、どこで紛失したか詳細不明であるが、重要書類であり、適切に保管すべきである。	公有財産の取得があった場合には、岡山市文書取扱規程に基づいて適正に処理を行い、関係書類を適切に保管するよう努める。

No.	担当課	監査対象資産	指摘の要旨	措置内容
6	市街地整備課	(土地) 市道駅前町5号線(不用物件)	岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区第一種市街地再開発事業に伴い、施行者である岡山市駅前町一丁目2番3番4番地区市街地再開発組合に対し、交換及び払下げ(売却)を行っている。登記簿によると権利変換の登記が行われたのは令和4年3月28日であり、本来であれば令和3年度中に権利変換の処理をすべきであるが、手続が令和4年度に行われており、令和4年度中の異動となってしまっている。	権利変換の登記が行われたのが令和4年3月28日であるが、法務局から再開発組合に対して登記完了の報告は、令和4年5月16日にあり、その結果、令和3年度中の異動処理ができなかった。今後は、法務局から登記完了の報告を登記日から速やかに行うよう、再開発組合から法務局にお願いしたところである。
7	東部リサイクルプラザ	(建物) 東部リサイクルプラザ	令和3年度に異動の事象であるが、令和4年度中に公有財産台帳への登録がなされていることからタイムリーに登録を実施すべきである。	今後は異動のあった年度に適切に事務処理を行う。
8	一宮浄化センター	(建物) 一宮浄化センター	工事完了は令和3年5月26日、検査完了日は令和3年6月16日であるが、令和4年度中の異動として登録されていた。実際に工事が完了したのは令和3年度中であることから、実際の工事完了日が属する年度の資産異動として登録すべきである。	今後は、物件登録を迅速かつ正確にまいります。
9	一宮浄化センター	(建物) 一宮浄化センター	令和4年度末公有財産台帳(一般会計)を閲覧したところ、一宮浄化センターの建物について、取得原因が「登録洩」となっているものが散見された。建物取得時においては洩れなく適時に台帳に登録するよう事務処理を徹底すべきである。	今後は、物件登録を迅速かつ正確にまいります。
10	幼保運営課	(建物) 庄内幼稚園 庄内認定こども園	認定こども園の開園に際し、園舎の増築・園庭のトイレの設置工事が行われており、令和4年3月11日に完成している。しかし、このうち園庭のトイレについて令和4年4月1日に取得されたものとして登録されていた。令和3年度中に完成しているとのことであり、令和3年度の取得として処理すべきである。	財産台帳に正しい建築日及び取得日を記載した。
11	北区農林水産振興課	(建物) 牧山クラインガルテン	当該建物は本来、取壊しをした年度(平成30年度)に公有財産台帳上で処理を行う必要があったが、実施されていなかった。取壊しなど公有財産台帳の情報に異動があった場合には適時に公有財産台帳へ反映するべきである。	令和5年9月7日付け財務会計システム「建物台帳」修正済み
12	こども園推進課	(建物) (仮称) 南輝認定こども園	建物について、存在しない自転車置場(軽量鉄骨造)22.4㎡が発見された。実際に取壊しが行われており、建物としての定義を満たさないことから公有財産台帳へ記載することは適切でなく修正が必要である。	建物台帳を修正処理しました。
13	幼保運営課	(建物) 番町保育園	旧番町保育園の解体撤去完了が令和3年度にもかかわらず、公有財産台帳上の処理が令和4年度となったため、台帳上は令和4年度の減少と記録されている。実態に合致した適時の処理をすべきである。	工事発注と事務処理をする部署が異なり、情報共有が不十分だったことが原因であったことから、資産の異動がある場合は工事担当と事務処理担当が適時に情報共有できるよう関係部署に周知徹底した。

No.	担当課	監査対象資産	指摘の要旨	措置内容
14	医療政策推進課	(土地・建物) 旧市民病院跡地(本館等)(別館)	別館南側駐車場について、岡山市医師会との建物等賃貸借契約書の対象物件に含まれていないにもかかわらず、現地調査時に岡山市医師会の訪問看護車両等が駐車されていた(写真②-3)。駐車禁止とするか、必要であるならば、貸付契約に含めるべきである。	令和6年1月15日に、岡山市医師会(事務局長)へ駐車禁止について連絡。現地にて駐車していないことを確認。

令和5年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査対象資産	意見の要旨	措置内容
1	財産活用マネジメント推進課	—	システムへの公有財産登録に係るルールとしては、登記原因の発生時を取得日として入力することとなっている。これは、具体的には、売買契約書に明記がある場合には当該日であり、売買契約書に明記がない場合には、報告書(登記原因証明情報・登記承諾書)の登記の原因となる事実又は法律行為に記載の売渡日を取得日として登録する運用になっているとのことであるが、これらについて文書化及びより詳細なルール等がない。公有財産の取得日は重要な情報と考えられるため、画一的な処理及び適正な期間帰属を表現するためにこれらの文書化及びより明確な詳細ルールの策定が望まれる。	公有財産登録に係るルールとして、取得日の考え方は売買契約書への明記の有無にかかわらず同様の取扱いをしているが、より明確にするため、システム操作手引書に取得日の取扱いについて追記した。
2	環境施設課	(土地) 岡南環境センター	危険物屋内貯蔵所は現在使用していないため、施錠をしたうえで、不要な看板等は撤去することが望ましい。	不要な看板を撤去し、施錠を行った。
3	南区地域整備課	(土地) 郡遊園地	上記写真のとおり、公園内に雑草が生い茂っている。岡山市では、遊園地の草刈等の維持管理は地元住民に依頼をしているとのことであるが、担当課においても管理状況の把握に努め、地元住民への呼びかけや担当課での管理を実施することが望まれる。	町内会及び地元住民と連携しながら、担当課において公園状況を把握し、適宜、草刈等を実施している。今後も引き続き公園の適正管理を実施する。
4	高齢者福祉課	(土地・建物) 岡山市友楽園	当該資産の利用率について質問をしたところ、約7割の稼働(全50室)とのことである。対象者への早急な対応のために満室とまではいかないまでも利用率を向上させることも検討されたい。	R5年度末時点で約8割の稼働率であり、過去と比べて増加傾向にある。今後の受け入れについては、施設側ともよく相談してまいりたい。
5	高齢者福祉課	(土地・建物) 岡山市友楽園	岡山市友楽園の玄関にはデイサービスセンターの表記もあるが、現在は実施していないとのことであることから実在しない施設については取り外すなどの検討も必要である。	R6年7月に当該部品を取り外した。

No.	担当課	監査対象資産	意見の要旨	措置内容
6	スポーツ振興課	(土地) 東山プール 旭東テニスコート	当該資産は指定管理者により管理されているが、雑草が生えたまま放置されていた。 往査時に立ち会った岡山市の職員に対して、近隣住民から雑草を除去するようとの苦情があった。 壁の手前側には住宅があり、指定管理者による適切な管理が必要である。 なお、令和5年9月28日に岡山市から指定管理者に対応を指示し、令和5年10月7日に対応済みとなっている。	令和5年10月7日に対応済み。 令和6年度についても、指定管理者に対応を指示しており、適正に維持管理がなされている。
7	東部リサイクルプラザ	(建物) 東部リサイクルプラザ	公有財産台帳への金額の記載がゼロとなっており、適切ではないことから集計した金額を登録する必要がある。	財産活用マネジメント推進課が監査と相談した内容で修正を行った。R6年8月20日に決裁完了。 修正方法は、特記事項に、取得額と修正に至った経緯を記載するとしている。
8	北区農林水産振興課	(建物) 牧山クラインガルテン	公有財産台帳に登録されている取得価格は建物52棟の合計額一式で登録されていた。そのため、一部の解体などによる減少もしくは用途変更による別資産への振替を行う場合に、部分的に取得価格などの金額情報が更新できない仕組みとなっている。登録時に棟ごとに登録することが望まれる。	次回より適正に対処します。今回については財務会計システム「建物台帳」の特記事項欄に、変更後の「棟数」と「取得価格」を記載し、対応済み
9	こども園推進課	(建物) (仮称) 南輝認定こども園	倉庫の裏側において草が生えており、危険を避けるためにも定期的なメンテナンスを行う必要がある。	定期的に除草剤を散布するなど、適正な管理をしています。
10	こども園推進課	(建物) (仮称) 南輝認定こども園	敷地の道路に面した側は移動可能な車止めが数個設置されているのみであり、誰でも敷地内に入ることが可能な状況となっていた。	バリケードに加え、ロープで敷地内に入れないように措置しています。
11	高齢者福祉課	(建物) 旧千種老人憩の家	現地にて確認を実施したところ、雑草が生えており、近隣に小学校などの施設もあることから適切に管理することが望ましい。また施設取壊し後は未利用地であることから使用・売却など有効活用的手段を検討することが望ましい。	2月に草刈を実施。 跡地については庁内活用を検討中。
12	興除地域センター	(土地) 興除地域センター	公有財産管理委員会への付議に関する起案票及び定期借地権設定契約書の締結に関する起案票のそれぞれにおいて、決裁日及び施行日の記載がなされていなかった。当該日付は内部決裁の基準日及び決裁結果の施行日として、重要な日付であると考えられるため、漏れなく記載することが望まれる。	指摘後ただちに決裁日及び施行日を記載済
13	医療政策推進課	(土地・建物) 旧市民病院跡地(本館等)(別館)	①本館跡地については、4,701.70㎡と広大であり、また岡山市中心部にある。現在更地であり、利活用計画を早期に決定することが望まれる。	本館跡地北部分を岡山市医師会へ売却予定。本館跡地南部分は、岡山芸術創造劇場の大型バス駐車場として暫定活用。
14	医療政策推進課	(土地・建物) 旧市民病院跡地(本館等)(別館)	②別館、平面駐車場及び立体駐車場の土地登記上の合計面積は、3,646.50㎡であり、公有財産台帳上のデータの3,409㎡と異なっていた。令和5年度に修正済みとのことであるが、公有財産台帳上のデータを実態の登記上のデータと整合させることが望まれる。	令和5年度に修正済み。

No.	担当課	監査対象資産	意見の要旨	措置内容
15	医療政策推進課	(土地・建物) 旧市民病院跡地(本館等)(別館)	②別館における普通財産使用許可の申請(就園管理課、危機管理室)に対する使用承認の起案票において、決裁日及び施行日が空欄であった。庁内決裁及び施行の日付を明確にすることは、庁内決裁文書として重要と考えられることから、漏れなく決裁及び施行の実態の日を記載することが望まれる。	今後の決裁文書には、漏れなく決裁及び施行の実態の日を記載します。

岡 教 企 第 2 6 8 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和 5 年度包括外部監査 8 項目

以上

令和5年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査対象資産	指摘の要旨	措置内容
1	生涯学習課	(土地) 上道公民館	令和4年度に増加として登録された土地(竹原570-3)については、平成3年8月3日に分筆登記されていたにもかかわらず、岡山市の公有財産管理上は土地として登録されていなかった。 当時の原因は不明とのことであるが、岡山市所有の資産が適切に公有財産として登録されるよう事務処理を徹底すべきである。	指摘を踏まえ、今後、適切に事務処理を行うよう留意する。
2	学校施設課	(建物) 津島小学校	平成28年度完了工事にもかかわらず、令和4年度に減少の異動処理を実施。除却後も固定資産台帳にて償却費が計上されるため、適時に事務処理すべきである。	工事発注と事務処理をする係が異なり、係間の情報共有が不十分だったことが原因で、適時に事務処理がなされなかった。このため、工事管理表を作成して資産の異動の有無を係間で情報共有し、異動がある場合は事務処理担当係に適時に資料提供するよう周知徹底した。
3	学校施設課	(建物) 西大寺小学校	平成28年度においてすべての工事が完了していることから、除却の登録を平成28年度に実施すべきであったが実施されておらず、令和4年中に登録がなされている。解体等の場合においても、実態に合った財産の異動登録がなされるべきである。	工事発注と事務処理をする係が異なり、係間の情報共有が不十分だったことが原因で、適時に事務処理がなされなかった。このため、工事管理表を作成して資産の異動の有無を係間で情報共有し、異動がある場合は事務処理担当係に適時に資料提供するよう周知徹底した。

No.	担当課	監査対象資産	指摘の要旨	措置内容
4	学校施設課	(建物) 桑田中学校	平成28年度完了工事にもかかわらず、令和4年度に減少の異動処理を実施。除却後も固定資産台帳にて償却費が計上されており、実態に合致させるため、適時に事務処理すべきである。	工事発注と事務処理をする係が異なり、係間の情報共有が不十分だったことが原因で、適時に事務処理がなされなかった。このため、工事管理表を作成して資産の異動の有無を係間で情報共有し、異動がある場合は事務処理担当係に適時に資料提供するよう周知徹底した。
5	生涯学習課	(建物) 灘崎公民館	旧灘崎公民館解体工事完了と同時期の令和5年3月に、隣接する南区灘崎支所及び灘崎文化センターの水道管等が埋設している部分について、南区片岡204を204-1、204-2、204-3、204-4に分筆している(分筆の登記は令和5年3月27日)。204-2と204-3を灘崎支所、204-4を区政推進課(灘崎文化センター)に所管換えをするものであるが、令和5年7月24日に所管換えとなっている。本来であれば、分筆の登記が令和5年3月27日に行われている以上、所管換えの処理についても令和4年度中に行うべきである。	指摘を踏まえ、今後、適切に事務処理を行うよう留意する。

令和5年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和6年8月31日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査対象資産	意見の要旨	措置内容
1	生涯学習課	(土地) 上道公民館	旧上道公民館跡地は空き地の状態である。近隣のスポーツ施設や学校施設利用者の駐車場として利用されることはあるとのことであるが、活用を検討することが望ましい。	旧上道公民館跡地については、関係各課との検討の結果、近隣のスポーツ施設や学校施設利用者の駐車場として活用している。
2	文化財課	(土地) 造山古墳	史跡を保護する目的で公有化を進めているものであるが、岡山市として中長期的な方針や目標は定められていない。公有化を進めるにあたり、相手方との交渉等により、予定どおり進まないことも想定されるが、何らかの中長期的な方針や目標などを定めることが望ましい。	本事業は国庫補助事業であるため、文化庁との協議によって事業を進めるものとする。
3	文化財課	(土地) 史跡大廻小廻山城跡	史跡を保護する目的で公有化を進めているものであるが、岡山市として中長期的な方針や目標は定められていない。公有化を進めるにあたり、相手方との交渉等により、予定どおり進まないことも想定されるが、何らかの中長期的な方針や目標などを定めることが望ましい。	本事業は国庫補助事業であるため、文化庁との協議によって事業を進めるものとする。